

更新履歴 新旧対照表

(単なる誤字の修正等は除く)

2024/7/26 更新項目

項番	ページ	更新前	更新後
1	39	<p>(10)校長・事務統括者・本務等教員の雇用証明書 校長・事務統括者・本務等教員について、申請時における本人の雇用証明書を添付する。就任承諾書を提出した本務等教員予定者については、雇用予定証明書を提出すること。</p>	<p>(10)校長・事務統括者・本務等教員（主任教員を含む）の雇用証明書 校長・事務統括者・本務等教員（主任教員を含む）について、申請時における本人の設置者が作成した雇用証明書を添付する。 就任承諾書を提出した本務等教員予定者については、雇用予定証明書を提出すること。 なお、校長（及び副校長）、主任教員、事務統括者については、申請時点で雇用している必要があります。また、校長が設置者の役員であり、雇用関係にない場合は当該者については提出不要。</p>
2	39	<p>(11)校長・主任教員・教員の最終学歴を証する書類（法務省告示機関の場合は提出不要） 校長・主任教員・教員については、最終学歴を証明する書類（卒業証書又は学位記の写し、卒業証明書など）を提出する。 なお、改姓により証明書の名前と現在の名前が異</p>	<p>(11)校長・主任教員・教員の最終学歴を証する書類（法務省告示機関の場合は一部を除き提出不要） 校長・主任教員・教員については、最終学歴を証明する書類（卒業証書又は学位記の写し、卒業証明書など）を提出する。 なお、改姓により証明書の名前と現在の名前が異なる場</p>

		なる場合には、改姓の証明書も提出する。	合には、改姓の証明書も提出する。 また、法務省告示機関の場合、出入国在留管理庁による告示以降に、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第42号に基づく報告を行っていない教員については、提出する。 ※添付書類(12), (13), (14)についても、同様の扱いとする
3	3 9	(12)大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類（法務省告示機関の場合は提出不要） 大学又は大学院において、日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得した者又は日本語教育に関する科目の単位を 26 単位以上修得した者については、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に記載された事項が確認できる書類（成績証明書など）を添付する。	(12)大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類（法務省告示機関の場合は一部を除き提出不要 ※添付書類(11)の説明参照） 大学又は大学院において、日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得した者又は日本語教育に関する科目の単位を 26 単位以上修得した者については、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に記載された事項が確認できる書類（成績証明書など）を添付する。
4	3 9 4 0	(13)検定合格又は養成機関修了の証明書（法務省告示機関の場合は提出不要） 日本語教育能力検定試験合格者については、合格証の写しを添付する。	(13)検定合格又は養成機関修了の証明書（法務省告示機関の場合は一部を除き提出不要 ※添付書類(11)の説明参照） 日本語教育能力検定試験合格者については、合格証の写しを添付する。
5	4 0	(14)他校等での教育経験者の在職証明書（法務省告示機関の場合は提出不要）	(14)他校等での教育経験者の在職証明書（法務省告示機関の場合は一部を除き提出不要 ※添付書類(11)の説明参

	<p>校長・主任教員・教員で他の日本語教育機関等において日本語教育歴のある者については、当該日本語教育機関等の所属長（設置代表者等）による在職証明書（専任・非常勤の別、勤務期間及び総勤務時間のみでなく、週当たりの勤務時間も併せて明記されたもの）を添付する。</p> <p>なお、提出書類は各認定基準の要件を満たす範囲で構わないものとする。</p> <p>また、提出が困難な場合は、事前相談においてその旨を説明いただいた上、提出を要しないこととする場合がある。</p>	<p>照)</p> <p>校長・主任教員・教員で他の日本語教育機関等において日本語教育歴のある者については、当該日本語教育機関等の所属長（設置代表者等）による在職証明書（専任・非常勤の別、勤務期間及び総勤務時間のみでなく、週当たりの勤務時間も併せて明記されたもの）を添付する。</p> <p>なお、提出書類は各認定基準の要件を満たす範囲で構わないものとする。</p> <p>また、提出が困難な場合は、事前相談においてその旨を説明いただいた上、提出を要しないこととする場合がある。</p>
--	---	---